

徳島県告示第四百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、施術機関として、次のとおり指定した。

令和五年十月二十日

徳島県知事 後藤田 正 純

施術者の氏名	施術者の住所	指定年月日
古本 弘治	板野郡北島町北村字水神原八五―一	令和五年八月一日